

〔資料紹介〕

『監獄法令類纂』の解題

——明治期の一希観書の復刻出版を求めて——

重松一義

本書は、明治四十四年（一九二一年）、明治の監獄法典としての大系を実務的に集成した大書である。すなわち本書の特色は、監獄の実務的取扱項目を類別した事務分掌別の目次と、規程・通牒を發した編年別目次に大別して構成されていることにより理解できよう。それは索引としての役割を果すと共に、明治の刑法・治罪法と対比し、直結・交錯した刑執行上の関連事項が詳細に網羅され、監獄の事典・法令全書としての実体をもつからである。

明治末、最終的に大著として集成された本書は、実はすでに今から一一一年前の明治二十三年（一八九〇年）八月、内務省警保局編纂『監獄法令類纂』としての原典があり、第二回目は明治三十四年（一九〇一年）九月、司法省監獄局編纂『監獄法令類纂』として改訂追補し發刊、さらに第三回目の改訂追補として司法省監獄局の外郭団体である監獄協会（のちの刑務協会・現在の矯正協会の前身）から明治四十四年（一九二一年）刊行されたものである。内務省・司法省・監獄協会と編纂の主体は異なるが、同趣旨に立って継承され集成されている。監獄関係の法令が、このように龐大な量と領域に及ぶことに改めて驚かされるが、国家の責任に立ち、人身の拘束と厳正公平な刑の執行という重大な使命を遂行する場として、また衣食住の全生活を管理し規制する必要から、これほどの諸規定を必要としたわけである。

諸文献より、本類纂の形成過程を分析すれば、その原初的形態は小野田元熙もとひろ編纂『獄務備攷』びこう（警視庁石川島監獄署刊・明治二年）にあることを知る。旧石川島人足寄場の規則、石川島徒場規則、押丁規則なども収録、改廃著しい当時の状況もあるが、ともかく懲役場・監獄署内の細則化、監獄事務の近代官庁化の努力が始動している。編纂者小野田元熙は上州館林藩士、十五歳で徒士格大納戸役、十六歳で家老付認物方、十八歳で家老付書役日記役心得。二十一歳のとき勤王方館林藩の一隊として戊辰の役に加わり、維新後、明治三年（一八七〇年）館林藩権少属と、ひときわ文才に秀でた人物であった。東京府邏卒小頭を経て二十九歳のとき、明治九年（一八七六年）警視庁懲役掛・警視庁監獄署長（二代目石川島監獄署長）となっている。当時、監獄事務は東京府か

ら警視庁に移ったときにあたり、懲役掛（既決）は懲役署長として小野田元瀨が、囚獄掛（未決）は囚獄署長として安村治孝が担当、いわば小野田は在京の歴代懲役監獄署の始祖・筆頭といえる位置にあり、その役割を果したといえよう（拙著『名典獄評伝』・同『日本刑罰史年表』）。

この小野田の『獄務備攷』のあと、「囚徒賄料」「囚人護送規則」（明治六年）、「差人規則」（明治七年）、「囚人給与規則」（明治八年）、「出役囚人被服の背文字の一定」「囚人作業科目を力役・工役・雑役に三区分」「懲役人他管出役条例」「獄事計表の書式」（明治九年）、「保釈条例」（明治十年）といった諸規則がつきつきと出されている（刑務協会編『日本近世行刑史稿』上巻）。ただこの段階では単行本として未だ類纂化されず、通牒通達は各監獄署の『例規綴』に加綴し活用されていた。

この間、全国の監獄事務は明治八年（一八七五年）十一月、未決既決とも内務省第一局から警保寮に移轄、各府県庁では第四課警保掛が主管し取扱うこととなつている（内務省達第二〇三号）。明治十年（一八七七年）一月には内務省に警視局が新設され、警保寮に代わり全国の警察監獄事務を掌握している。警察監獄事務の一体化は、監獄署が警察組織の一部門のような形で進められ、警視庁管内では監獄詰巡查などと呼称され、そのような辞令が出されている一時代でもあった。

明治十四年（一八八一年）前後、第一回改正監獄則をめぐる処遇上の諸問題の問合せ、伺・回答は内務省に集中し、山積しており、このため明治十七年（一八八四年）十二月、「監獄事務諮問会」（第一回全国典獄会同）が開催されている。このほか東北各県聯合獄事会（東部典獄会議と通称）、九州各県聯合獄事会（西南典獄会議と通称）などが、明治十九年（一八八六年）以降、毎年地域単位で開催され、その意見の交換を通じ、処遇差のない獄事、監獄事務の均質化が進められ、明治十九年からは内務省に参事官が兼務する監獄巡閲官制度（勅令第二号）が設けられているのも、この間の状況を物語るものであった。

明治二十一年（一八八八年）には大日本監獄協会が創立され、出獄人保護会社が静岡に設けられるなど、監獄

への支援組織が形づくられ、『法規分類大全』にも監獄関係規定が収録されて刊行されるなど、法令の集成という動向がみられるに至っている。明治二十三年（一八九〇年）、最初に纏められた内務省警保局の『監獄法令類纂』は、こうした部内の纏まりある法令の趨向、社会情勢と歩調を共にする背景のもと出来上ったわけである。

これ以降については、明治憲法制定の動きに合わせたごとく、これまでのポアソナード講述・井上操訳『刑法提要』（司法省蔵版・明治十年、信山社復刻）などにみるフランス式発想からドイツ式（プロイセン式）に移行する風潮著しく、明治二十二年（一八八九年）の第二回改正監獄則もこの路線に立ち、厳格な自由刑の執行、監獄の国家管理という行政基調が明確に打出されている。同年十一月、ドイツの新進気鋭の監獄学者フォン・ゼーバッハが内務省監獄顧問として来日しており、翌明治二十三年（一八九〇年）、小菅の東京集治監内に設けられた上級司獄官養成を目的とする監獄官練習所（国立）教授として最新のドイツ監獄学を講述、内務属小河滋次郎がその訳官を務めている。こうして明治二十六年（一八九三年）にはゼーバッハの「獄務概則」が内示され、全国的にまちまちであった「名籍原簿」（個人別記録台帳）を「囚人身分帳」として全国的に統一、その他「放免曆簿」「仮出獄証票」「獄事統計」など、さまざまな書式・帳票を改善統一している。

この明治二十年代（一八八七～一八九六年）は、内務省直轄監獄である集治監主導の時代で、日本の監獄は集治監系（仮留監を含む）と府県監獄系（地方監獄とも呼ぶ）の二本立の体制にあり、各監獄での裁量・処遇差がみられており、監獄官吏も集治監優遇の時代であった。しかし監獄運営は次第に外役から内役（監獄内での就役）への改善方向にあった。

明治三十三年（一九〇〇年）一月、永年の宿願であった府県負担の監獄費は全額国庫支弁となり（法律第四号）、監獄事務・監獄監督権は内務省から司法省にすべて移管、監獄事務は司法省監獄局の獄務・経理・統計の三課で分掌されている。こうして第二回目にあたる『監獄法令類聚』は改訂補記され、司法省監獄局編纂というこ

とで刊行せられた。そこには内務省所轄時代の最後の重要規程「在監人行状勘査及賞与規程」(明治三十年二月・内務省訓令第五号)や、わが国幕末以来の懸案である不平等条約の治外法権撤廃にもなう「外国人拘禁処遇標準」(明治三十二年七月・内務省内訓第七二二号)という画期的処遇規則(外国人を我国で裁判し拘禁するための規則)も含まれ、老朽化の著しい府県監獄の欧風式監獄への改築計画が進展している。

第三回目の刊行にあたる本書『監獄法令類纂』(監獄協会刊・明治四十四年)は、その後の「監獄作業規程」(明治三十五年・訓令第一号)、集治監廃止にもなう「監獄官制」(明治三十五年・勅令第三五号)の公布、日露戦争を挟んで「刑の執行猶予に関する法律」(明治三十八年・法律第一〇号)、「改正刑法」(明治四十年・法律第四五号)の公布があり、これにもなう民間の「免囚保護事業費取扱手続」の改訂(明治四十年。司法省訓令監甲第五四六号)、「監獄法」(明治四十一年・法律第二八号)の公布と、これにもなう「監獄法施行規則」(明治四十一年・司法省令第一八号)、「仮出獄取締細則」(明治四十一年・司法省令第二五号)、「感化法の一部改正」(明治四十一年・法律第四三三号)、「陸海軍監獄令」(明治四十一年・勅令第二三四号・二三五号)などを収録することにより、監獄法制がほぼ現在の体制に集成されている。この意味で本書は現在の監獄法を理解するうえにおいても歴史的集積を眼の辺りに知る貴重な文献である。

なお本書に関連する明治期の監獄解説書として、穂積陳重『監獄学大綱』(東京帝国大学学科外講義録合本・明治十五年刊)、小原重哉『監獄則註釋』(王香堂・明治十五年刊)、中村俊文『獄事考鑿』(警視庁・明治十六年)、小河滋次郎『日本監獄法講義』(磯村兌貞・明治二十三年刊、重松一義復刻解説・日本行刑史研究会)、フォン・ゼーバツハ講述・小河滋次郎口訳『独逸監獄法講義』(監獄官練習所編纂・明治二十四年刊、重松一義復刻解説・信山社・平成十二年刊)、小河滋次郎『監獄学』全(警察監獄学会・明治二十七年刊)、中村襄・三浦貢・上田定次郎合著『監獄官教科書』(警察監獄学会・明治三十一年刊)、小河滋次郎『獄事談』(東京書院・明治三十四年)、小河滋次郎『監獄法講義』(巖松堂・明治四十五年)といった労作が著されており、本書と対比参照されることにより、わが国の近代監獄法

制形成の基本的部分が具体的に理解され、今後の監獄法改正への重要な史料になると考える。菴湖に見当らぬ希観書として、いままさに埃りにまみれ風化しようとする本書の、いつの日か復刻を求めたいとするゆえんがある。